

	<h1 style="text-align: center;">鳥取県公報</h1>	平成 21 年 3 月 31 日 (火) 第 8 0 7 9 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 条 例	鳥取県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (39) (税務課) . . . . . 4
◇ 告 示	全国自治宝くじ事務協議会規約等の変更 (171) (財政課) . . . . . 5 鳥取県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部改正 (172) (指導管理課) . . . . . 5 鳥取県青少年健全育成条例に基づく図書類の閲覧又は視聴に適した年齢区分等の審査 を行う団体の指定 (173) (青少年・文教課) . . . . . 6 学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人の行うことのできる収益事業の種類 の一部改正 (174) (〃) . . . . . 7 皆生温泉保護対策要綱の一部改正 (175) (くらしの安心推進課) . . . . . 7 三朝温泉保護対策要綱の一部改正 (176) (〃) . . . . . 7 鹿野温泉保護対策要綱の一部改正 (177) (〃) . . . . . 7 宅地建物取引業者名簿閲覧所の設置の一部改正 (178) (住宅政策課) . . . . . 8 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録簿閲覧所の設置 (179) (〃) . . . . . 9 鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館における県刊行物の販売代金の収納事務の委託 (180) (生産振興課) . . . . . 9 保安林の解除予定 (181) (森林保全課) . . . . . 9 林業種苗法による育種母樹林の指定 (182) (〃) . . . . . 10 林業種苗法による育種母樹林の指定解除 (183) (〃) . . . . . 10 鳥取県宮境港水産物地方卸売市場施設の使用料の徴収及び収納の事務の委託 (184) (境港水産事務所) . . . . . 10 測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 (185) (技術企画課) . . . . . 12 測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等の一部改正 (186) (〃) . . . . . 11 県道の区域の変更 (3件) (187~189) (道路企画課) . . . . . 12 県道の供用の開始 (3件) (190~192) (〃) . . . . . 13 水防法による浸水想定区域の指定等 (193) (河川課) . . . . . 14 廃川敷地等の発生 (194) (〃) . . . . . 14 土砂災害警戒区域の指定 (195) (治山砂防課) . . . . . 15 急傾斜地崩壊危険区域の指定 (196) (〃) . . . . . 16 海岸保全区域の指定等 (197) (空港港湾課) . . . . . 17 港湾区域に接する海岸保全区域のうち港湾管理者の長が管理する区域の廃止 (198) (〃) . . . . . 18 土地改良区の役員の就退任 (199) (東部総合事務所農林局) . . . . . 18 土地改良区の役員の退任 (200) (〃) . . . . . 19
◇ 議会告示	鳥取県議会図書室規程の一部改正 (1) (総務課) . . . . . 19
◇ 公 告	建築士免許の取消し (住宅政策課) . . . . . 20

	警備業法に基づく検定の実施（2件）（警察本部生活安全企画課）・・・・・・・・・・	20
◇ 正 誤	平成20年7月1日付鳥取県規則第66号中訂正（子育て支援総室）・・・・・・・・・・	23

=====公布された条例のあらまし=====

◇鳥取県税条例等の一部を改正する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地方税法施行令の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 免税軽油使用者が免税証の交付を受けようとする場合において、申請書に併せて提出又は添付する書類について定めた規定中、引用する地方税法施行令の規定を改める。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

## 条 例

鳥取県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 鳥取県条例第39号

鳥取県税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例等の一部を改正する条例（平成21年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第1条中「施行令第43条の18」を「施行令第43条の15第13項」に、「施行令第43条の16第3項」を「施行令第43条の15第9項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

# 告 示

## 鳥取県告示第171号

岡山市を全国自治宝くじ事務協議会及び西日本宝くじ事務協議会に加えるとともに、全国自治宝くじ事務協議会規約及び西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の6においてその例によることとされる同法第252条の2第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 全国自治宝くじ事務協議会及び西日本宝くじ事務協議会を設ける普通地方公共団体の数の増加に関する事項
  - (1) 加入地方公共団体の名称
 

岡山市
  - (2) 加入年月日
 

平成21年4月1日
- 2 全国自治宝くじ事務協議会規約及び西日本宝くじ事務協議会規約の変更に関する事項
  - (1) 全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約
 

全国自治宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条第2号中「浜松市」の下に「、岡山市」を加える。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。
  - (2) 西日本宝くじ事務協議会規約の一部を変更する規約
 

西日本宝くじ事務協議会規約の一部を次のように変更する。

第3条中「福岡市及び広島市」を「福岡市、広島市及び岡山市」に改める。

第6条中「委員20人」を「委員21人」に改める。

第17条第2項中「福岡県及び広島県」を「福岡県、広島県及び岡山県」に改め、「広島市に」の下に「、岡山県にあっては岡山県知事及び岡山市長の協議により定めた割合をもって岡山県及び岡山市に」を加える。

附 則

この規約は、平成21年4月1日から施行する。

## 鳥取県告示第172号

鳥取県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成7年12月26日決定）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>会計局会計指導課</u> において	(庶務) 第7条 委員会の庶務は、 <u>総務部庶務集中局指導管理</u>

処理する。	課において処理する。
-------	------------

**鳥取県告示第173号**

鳥取県青少年健全育成条例（昭和55年鳥取県条例第34号）第13条第4項第3号の規定に基づき、次のとおり図書類の閲覧又は視聴に適した年齢区分等の審査を行う団体を指定したので、同条第5項の規定により告示する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

団 体 の 名 称	当該団体が定める方法
コンピュータソフトウェア倫理機構	次の標章を、図書類の包装の表面に印刷し、又はちよう付することにより表示する。 <div style="text-align: center;">  <p>26mm</p> </div>
特定非営利活動法人コンピュータエンターテインメントレーティング機構	次の標章を、図書類の包装の表面に印刷し、又はちよう付することにより表示する。 <div style="text-align: center;">  <p>14mm 11mm</p> </div>
日本映像倫理審査機構	次の標章を、図書類の包装の表面に印刷し、又はちよう付することにより表示する。 <div style="text-align: center;">  <p>27mm 16mm</p> </div>
コンテンツ・ソフト協同組合	次の標章を、図書類の包装の表面に印刷し、又はちよう付することにより表示する。 <div style="text-align: center;">  <p>27mm 16mm 16mm</p> </div>

**鳥取県告示第174号**

平成16年鳥取県告示第69号（学校法人及び私立学校法第64条第4項の法人の行うことのできる収益事業の種類について）の一部を次のとおり改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>学校法人等の行うことのできる収益事業は、<u>統計法</u>（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準として定められた日本標準産業分類に定める事業であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>学校法人等の行うことのできる収益事業は、<u>統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令（昭和26年政令第127号）第2条第1項の分類の基準及び分類表</u>に定める事業であって、次の各号のいずれにも該当しないものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p>

**鳥取県告示第175号**

皆生温泉保護対策要綱（昭和57年鳥取県告示第1215号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>別表（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>備考 「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県生活環境部くらしの安心局くらしの安心推進課に備え置いて縦覧に供する。</p>	<p>別表（第3条関係）</p> <p>略</p> <p>備考 「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県生活環境部食の安全・くらしの安心推進課に備え置いて縦覧に供する。</p>

**鳥取県告示第176号**

三朝温泉保護対策要綱（平成3年鳥取県告示第760号）の一部を次のように改正し、平成21年4月1日から施行する。

平成21年 3 月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
別表（第 3 条 関係） 略 備考 「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県生活環境部 <u>くらしの安心局くらしの安心推進課</u> に備え置いて縦覧に供する。	別表（第 3 条 関係） 略 備考 「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県生活環境部 <u>食の安全・くらしの安心推進課</u> に備え置いて縦覧に供する。

**鳥取県告示第177号**

鹿野温泉保護対策要綱（平成 8 年鳥取県告示第557号）の一部を次のように改正し、平成21年 4 月 1 日から施行する。

平成21年 3 月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
別表（第 3 条 関係） 略 備考 「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県生活環境部 <u>くらしの安心局くらしの安心推進課</u> に備え置いて縦覧に供する。	別表（第 3 条 関係） 略 備考 「次の図」は、省略し、その関係図面を鳥取県生活環境部 <u>食の安全・くらしの安心推進課</u> に備え置いて縦覧に供する。

**鳥取県告示第178号**

昭和47年鳥取県告示第258号（宅地建物取引業者名簿閲覧所の設置について）の一部を次のように改正し、平成21年 4 月 1 日から施行する。

平成21年 3 月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
鳥取市東町一丁目220 <u>鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課内</u>	鳥取市東町一丁目220 <u>鳥取県生活環境部住宅政策課内</u>

**鳥取県告示第179号**

平成13年鳥取県告示第603号（高齢者円滑入居賃貸住宅の登録簿閲覧所の設置について）の一部を次のように改正し、平成21年3月31日から施行する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
鳥取市東町一丁目220 <u>鳥取県生活環境部くらしの安心局住宅政策課内</u> 鳥取市立川町六丁目176 東部総合事務所内 鳥取県東部総合事務所生活環境局建築住宅課内 倉吉市東巖城町2 中部総合事務所内 鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課内 米子市糺町一丁目160 西部総合事務所内 鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課内	鳥取市東町一丁目220 <u>鳥取県生活環境部住宅政策課内</u> 鳥取市立川町六丁目176 東部総合事務所内 鳥取県東部総合事務所生活環境局建築住宅課内 倉吉市東巖城町2 中部総合事務所内 鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課内 米子市糺町一丁目160 西部総合事務所内 鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課内

**鳥取県告示第180号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県立鳥取二十世紀梨記念館における県刊行物の販売代金の収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手  
財団法人鳥取県観光事業団
- 2 委託期間  
平成21年4月1日から平成22年3月31日まで

**鳥取県告示第181号**

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 解除予定に係る保安林の所在場所  
鳥取市河原町和奈見字下岨平567の8
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

**鳥取県告示第182号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第3条第1項の規定に基づき、育種母樹林を指定するので、同法第5条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指 定 番 号	指定年月日	指定採取源の種別	樹種	所在場所	面積（ヘクタール）	所有者の住所及び氏名
20-1	平成21年3月31日	育種母樹林	アカマツ （マツノザイセンチュウ抵抗性）	日野郡日南町生山313-36の一部	0.50	鳥取市東町一丁目220 鳥取県

**鳥取県告示第183号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第9条第1項の規定に基づき、育種母樹林の指定を解除するので、同条第4項において準用する同法第5条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指 定 番 号	指定解除年月日	指定採取源の種別	樹種	所在場所	面積（ヘクタール）	所有者の住所及び氏名
61-1	平成21年3月31日	育種母樹林	ヒノキ	日野郡日南町生山313-36の一部	0.50	鳥取市東町一丁目220 鳥取県

**鳥取県告示第184号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、鳥取県宮境港水産物地方卸売市場施設の使用料の徴収及び収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委託の相手  
境港水産物市場管理株式会社
- 2 委託期間  
平成21年 4 月 1 日から平成26年 3 月31日まで

**鳥取県告示第185号**

平成20年鳥取県告示第260号（測量等業務の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正し、平成21年 4 月 1 日から施行する。

平成21年 3 月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>平成20年鳥取県告示第789号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）</u>に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する業務の種別（以下「発注業種」という。）に係るものを有すること。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>平成18年鳥取県告示第851号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）</u>又は<u>平成19年鳥取県告示第984号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）</u>に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する業務の種別（以下「発注業種」という。）に係るものを有すること。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2～6 略</p>

**鳥取県告示第186号**

平成20年鳥取県告示第261号（測量等業務の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）の一部を次のように改正し、平成21年 4 月 1 日から施行する。

平成21年 3 月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
-----	-----

<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>平成20年鳥取県告示第789号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）</u>に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する業務の種別（以下「発注業種」という。）に係るものを有すること。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備しなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>平成18年鳥取県告示第851号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）</u>又は<u>平成19年鳥取県告示第984号（測量等業務の契約に係る一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）</u>に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する業務の種別（以下「発注業種」という。）に係るものを有すること。</p> <p>(3)～(8) 略</p> <p>2～6 略</p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

**鳥取県告示第187号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
鳥取国府 岩美線	鳥取市国府町楠城字ホキノハナ536地先から同市国府町楠城字北城戸209-1地先まで	変更前	11.7～47.1	644.0
		変更後	18.0～47.1	626.0

**鳥取県告示第188号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
-----	------------	-----	-----------------	-----------------

加茂用瀬線	変更前	鳥取市用瀬町大字江波字上川向596-2地先から同大字字下モ川向イ852-6地先まで	3.9~21.5	547.0
	変更後	鳥取市用瀬町大字江波字上川向596-2地先から同大字字下モ川向イ852-6地先まで	9.9~29.3	618.0
		鳥取市用瀬町大字江波字山根602-4地先から同大字字下モ川向イ852-1地先まで	3.9~21.5	493.0

**鳥取県告示第189号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	変更前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
亀谷北条線	変更前	東伯郡北栄町大字下神字円崎1294地先から同町大字北尾字堤前34地先まで	6.5~27.0	1,293.0
	変更後	東伯郡北栄町大字下神字円崎1294地先から同字384-1地先まで	9.5~30.0	54.0

**鳥取県告示第190号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
鳥取国府岩美線	鳥取市国府町楠城字ホキノハナ536地先から同市国府町楠城字北城戸209-1地先まで	平成21年3月31日

**鳥取県告示第191号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
加茂用瀬線	鳥取市用瀬町大字江波字上川向596-2地先から同大字字下モ川向イ852-6地先まで	平成21年4月1日

**鳥取県告示第192号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成21年3月31日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

路線名	区 間	供用開始の期日
亀谷北条線	東伯郡北栄町大字下神字円崎1294地先から同字384-1地先まで	平成21年3月31日

**鳥取県告示第193号**

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定に基づき、浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を次のとおり告示する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 浸水想定区域を指定した河川の名称  
一級河川天神川水系三徳川
- 2 指定の区域及び浸水した場合に想定される水深  
次の図のとおり。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県中部総合事務所県土整備局に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第194号**

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部河川課及び中部総合事務所県土整備局に備え置いて縦覧に供する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 河川の名称  
二級河川洗川水系倉坂川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日  
平成21年3月31日
- 3 廃川敷地等の位置  
東伯郡琴浦町大字倉坂字堂ノ前531-3から同大字字下前田510-7まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量  
土地 1,358平方メートル
- 5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日から3月以内に鳥取県知事に下付の申請をしなければならない。

#### 鳥取県告示第195号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称  
鳥取市
- (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
土石流
- (3) 土砂災害警戒区域の名称  
下井谷川（Ⅰ-1-1-14-1）、ホウニンの谷川（Ⅰ-1-1-14-2）、津無谷川（Ⅰ-1-1-14-3）、地蔵谷川（Ⅰ-1-1-14-4）、葛谷川（Ⅰ-1-1-14-5）、ピッポウ谷川（Ⅰ-1-1-14-6）、万蔵谷（Ⅰ-1-1-14-7）、恩谷川（Ⅰ-1-1-14-9）、小田谷川（Ⅰ-1-1-14-10）、細尾谷川（Ⅰ-1-1-14-11）、余戸谷川（Ⅰ-1-1-14-12）、下尾際谷川（Ⅰ-1-1-14-13）、クレン谷川（Ⅰ-1-1-14-14）、佐治川（Ⅰ-1-1-14-15）、上尾際谷川（Ⅰ-1-1-14-16）、尾際谷川（Ⅰ-1-1-14-17）、河本川（Ⅰ-1-1-14-18）、河谷川（Ⅰ-1-1-14-19）、春谷川（Ⅰ-1-1-14-20）、西光明谷川（Ⅰ-1-1-14-21）、客谷川（Ⅰ-1-1-14-22）、東谷川（Ⅰ-1-1-14-23）、木合谷川（Ⅰ-1-1-14-24）、西谷川（Ⅰ-1-1-14-25）、津野谷川（Ⅰ-1-1-14-26）、大谷奥川（Ⅰ-1-1-14-27）、河井谷川（Ⅰ-1-1-14-28）、下モ谷川（Ⅰ-1-1-14-29）、淵尻谷川（Ⅰ-1-1-14-30）、小原谷川（Ⅰ-1-1-14-31）、上寺尾谷（Ⅰ-1-1-14-32）、長沢の谷（Ⅰ-1-1-14-33）、宮谷川（Ⅰ-1-1-14-34）、イヤノ谷（Ⅰ-1-1-14-35）、寺谷（Ⅰ-1-1-14-36）、上葛谷川（Ⅱ-1-1-14-2）、南尾際谷川（Ⅱ-1-1-14-5）、下中谷川（Ⅱ-1-1-14-6）、中谷川（Ⅱ-1-1-14-7）、栃原谷川（Ⅱ-1-1-14-9）、上大井谷（Ⅱ-1-1-14-10）、上万蔵谷（Ⅱ-1-1-14-11）、下山根（Ⅱ-1-1-14-12）、下モ裏（Ⅱ-1-1-14-13）、尾続谷川（Ⅱ-1-1-14-14）、北谷川（Ⅱ-1-1-14-15）
- (4) 土砂災害警戒区域の表示  
次の図のとおり。
- 2 (1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称  
鳥取市

## (2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

## (3) 土砂災害警戒区域の名称

栃原A地区（I-497）、中A地区（I-499）、中B地区（I-500）、尾際A地区（I-501）、尾際B地区（I-502）、尾際C地区（I-503）、尾際D地区（I-504）、余戸第2地区（I-505）、余戸B地区（I-506）、余戸C地区（I-507）、余戸地区（I-508）、春谷地区（I-510）、家の下地区（I-511）、加茂地区（I-512）、福園A地区（I-513）、福園B地区（I-514）、加瀬木B地区（I-515）、湊尻A地区（I-516）、加瀬木地区（I-517）、高山地区（I-518）、加瀬木C地区（I-519）、湊尻B地区（I-520）、加瀬木D地区（I-521）、森坪地区（I-522）、津無B地区（I-524）、上葛谷地区（I-526）、葛谷B地区（I-527）、葛谷C地区（I-528）、葛谷D地区（I-529）、津無C地区（I-1307）、小原地区（I-1308）、尾際E地区（I-1309）、尾際I地区（I-1557）、河本地区（I-1558）、細尾地区（I-1559）、春谷A地区（I-1560）、加茂C地区（I-1561）、畑地区（I-1562）、津野地区（I-1567）、加瀬木F地区（I-人工18）、高山A地区（I-人工19）、湊尻C地区（I-人工21）、津無A地区（I-人工22）、津無G地区（I-人工23）、津無D地区（II-2442）、葛谷E地区（II-2443）、栃原B地区（II-2444）、栃原D地区（II-2446）、中C地区（II-2447）、中D地区（II-2448）、尾際G地区（II-2450）、尾際H地区（II-2451）、加茂B地区（II-2452）、中E地区（II-3595）、中F地区（II-3596）、尾際J地区（II-3597）、加茂D地区（II-3598）、加瀬木E地区（II-3599）、古市地区（II-3600）、古市A地区（II-3601）、刈地地区（II-3602）、葛谷F地区（II-3603）、葛谷G地区（II-3604）、津無E地区（II-3605）、津無F地区（II-3606）

## (4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおり。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局並びに鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鳥取県告示第196号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部治山砂防課及び東部総合事務所県土整備局において一般の縦覧に供する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 名称

山田A地区急傾斜地崩壊危険区域

## 2 区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次に直線で結んだ線及び標柱1号と標柱8号を結んだ直線に囲まれた区域

土 地	標 柱
鳥取市青谷町山田字保珍場505	1号
鳥取市青谷町山田字保珍場506	2号
鳥取市青谷町山田字宮廻164-3	3号
鳥取市青谷町山田字鏡坂269地先白地	4号
鳥取市青谷町山田字鏡坂273-1	5号

鳥取市青谷町山田字鏡坂270	6号
鳥取市青谷町山田字宮廻171-2	7号
鳥取市青谷町山田字宮廻153-2	8号

## 鳥取県告示第197号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定に基づき、海岸保全区域を次のとおり指定したので、同条第4項の規定により告示する。

昭和56年鳥取県告示第160号（海岸保全区域の指定について）は、廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

海岸名	区域
鳥取県中海沿岸境港海岸弓浜地区海岸	<p>(A区域)</p> <p>基点1から基点2までを順次に直線で結んだ線、並びに基点2から補助点2-1、補助点1-1及び基点1を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点1 竹内西緑地四等三角点（北緯35度31分38秒、東経133度14分42秒）から160度36分09秒、1,727.420メートルの地点</p> <p>基点2 基点1から336度14分47秒、147.196メートルの地点</p> <p>補助点1-1 基点1から65度40分00秒、183.710メートルの地点</p> <p>補助点2-2 基点2から66度5分36秒、240.378メートルの地点</p> <p>(B区域)</p> <p>基点3から基点9までを順次に直線で結んだ線、並びに基点9から補助点9-1、補助点5-1、補助点4-2、補助点4-1、補助点3-1及び基点3を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点3 竹内西緑地四等三角点（北緯35度31分38秒、東経133度14分42秒）から149度19分55秒、1,357.137メートルの地点</p> <p>基点4 基点3から66度15分50秒、737.836メートルの地点</p> <p>基点5 基点4から20度53分37秒、7.091メートルの地点</p> <p>基点6 基点5から335度46分17秒、865.824メートルの地点</p> <p>基点7 基点6から65度47分02秒、1.294メートルの地点</p> <p>基点8 基点7から335度49分21秒、145.519メートルの地点</p> <p>基点9 基点8から30度08分48秒、7.409メートルの地点</p> <p>補助点3-1 基点3から156度15分54秒、58.615メートルの地点</p> <p>補助点4-1 基点4から156度15分54秒、58.631メートルの地点</p> <p>補助点4-2 基点4から108度58分57秒、86.427メートルの地点</p> <p>補助点5-1 基点5から65度46分04秒、57.962メートルの地点</p> <p>補助点9-1 基点9から65度46分04秒、50.452メートルの地点</p> <p>(C区域)</p> <p>基点10から基点18までを順次に直線で結んだ線、並びに基点18から補助点18-1、補助点16-2、補助点16-1、補助点13-1、補助点11-1、補助点10-1及び基点10を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域</p> <p>基点10 境港四等三角点（北緯35度33分00秒、東経133度15分30秒）から184度44分24秒、837.539メートルの地点</p>

基点11	基点10から57度09分46秒、223.369メートルの地点
基点12	基点11から329度45分08秒、4.894メートルの地点
基点13	基点12から57度35分36秒、42.586メートルの地点
基点14	基点13から39度07分41秒、514.031メートルの地点
基点15	基点14から34度30分58秒、56.258メートルの地点
基点16	基点15から38度58分51秒、144.991メートルの地点
基点17	基点16から19度45分25秒、9.239メートルの地点
基点18	基点17から00度50分51秒、19.730メートルの地点
補助点10-1	基点10から147度10分24秒、54.301メートルの地点
補助点11-1	基点11から147度09分51秒、54.307メートルの地点
補助点13-1	基点13から138度18分52秒、59.587メートルの地点
補助点16-1	基点16から129度11分43秒、64.570メートルの地点
補助点16-2	基点16から111度46分32秒、67.674メートルの地点
補助点18-1	基点18から90度43分54秒、60.109メートルの地点

**鳥取県告示第198号**

昭和56年鳥取県告示第162号（港湾区域に接する海岸保全区域のうち港湾管理者の長が管理する区域について）は、廃止する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県告示第199号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり福部地区土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年3月31日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事	小 原 進	鳥取市福部町左近368
〃	福 田 操	鳥取市福部町左近22
〃	邨 田 直 美	鳥取市福部町左近168
〃	川 上 勇 夫	鳥取市福部町久志羅287
〃	田 中 正 明	鳥取市福部町久志羅321
〃	田 畑 博	鳥取市福部町久志羅250-4
〃	出 井 清 六	鳥取市福部町中16
〃	山 本 悟	鳥取市福部町中181
〃	吉 田 啓 次	鳥取市福部町南田120
〃	近 藤 真喜雄	鳥取市福部町南田163
〃	近 藤 定 美	鳥取市福部町南田150-8
〃	南 部 治 人	鳥取市福部町蔵見231
〃	谷 口 顕 一	鳥取市福部町蔵見254

〃 安 田 広 幸 鳥取市福部町蔵見250  
〃 谷 本 和 美 鳥取市福部町蔵見171  
監 事 田 中 要 司 鳥取市福部町久志羅289  
〃 小 原 寿 春 鳥取市福部町左近363  
〃 細 川 照 敏 鳥取市福部町蔵見175  
平成18年5月31日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理 事 山 崎 猛 鳥取市福部町左近406-1  
〃 森 尾 進 鳥取市福部町左近24-1  
〃 河 内 秀 則 鳥取市福部町左近146  
〃 田 中 康 正 鳥取市福部町久志羅247  
〃 田 中 正 明 鳥取市福部町久志羅321  
〃 田 畑 博 鳥取市福部町久志羅250-4  
〃 出 井 貞 一 鳥取市福部町中29  
〃 山 本 悟 鳥取市福部町中181  
〃 吉 田 啓 次 鳥取市福部町南田120  
〃 吉 田 秀 徳 鳥取市福部町南田121  
〃 近 藤 定 美 鳥取市福部町南田150-8  
〃 南 部 治 人 鳥取市福部町蔵見231  
〃 谷 岡 稔 鳥取市福部町蔵見237  
〃 安 田 正 明 鳥取市福部町蔵見278  
〃 谷 本 和 美 鳥取市福部町蔵見171  
監 事 田 中 要 司 鳥取市福部町久志羅289  
〃 森 田 稔 鳥取市福部町左近224-9  
〃 細 川 照 敏 鳥取市福部町蔵見175

平成18年6月1日就任 任期3年

## 鳥取県告示第200号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり岩美土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成21年3月31日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

## 退任した役員の氏名及び住所

理 事 瀧 山 敏 春 岩美郡岩美町大字小田180-1  
平成21年3月1日退任

## 議 会 告 示

## 鳥取県議会告示第1号

鳥取県議会図書室規程（昭和58年鳥取県議会告示第2号）の一部を次のように改正する。

平成21年3月31日

鳥取県議会議長 鉄 永 幸 紀

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すとおり改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(利用時間)</p> <p>第2条 図書室の利用時間は、鳥取県の休日を含め定める            条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に            規定する県の休日以外の日の午前8時45分から<u>午後            5時</u>までとする。ただし、図書室長（以下「室長」            という。）が必要があると認めるときは、この限り            でない。</p>	<p>(利用時間)</p> <p>第2条 図書室の利用時間は、鳥取県の休日を含め定める            条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項に            規定する県の休日以外の日の午前8時45分から<u>午後            5時15分</u>までとする。ただし、図書室長（以下「室            長」という。）が必要があると認めるときは、この            限りでない。</p>

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

## 公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消したので同条第2項の規定により公告する。

平成21年3月31日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 建 築 士 の 氏 名 和田 明人
- 2 二級建築士又は木造建築士の別 二級建築士
- 3 登 録 番 号 第4087号
- 4 免 許 を 取 消 し た 年 月 日 平成21年3月19日
- 5 取 消 し の 理 由 死亡

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年  
 国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成21年3月31日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級  
 交通誘導警備業務 2級
- 2 実施日時  
 (1) 学科試験

平成21年7月1日（水）午前9時30分から午前11時まで

(2) 実技試験

平成21年7月25日（土）午前9時30分から午後5時まで

3 実施場所

鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎

4 受検定員

30名

5 検定の内容

(1) 学科試験

ア 警備業務に関する基本的な事項

イ 法令に関すること。

ウ 車両等の誘導に関すること。

エ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(2) 実技試験

ア 車両等の誘導に関すること。

イ 工事現場その他人又は車両の通行に危険のある場所における負傷等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 受検資格

県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。

7 検定申請書の受付期間

平成21年4月20日（月）から同月24日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで

8 検定申請書の提出先等

次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。

なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。

(1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署

(2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署

9 検定申請書の提出部数等

検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。

(1) 県内に住所地を有する者にあつては、住所地を疎明する書面

(2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面

(3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉

10 検定手数料及び納付方法

検定手数料は、14,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

(1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。

(2) 受検者は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。

(3) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

警備業法（昭和47年法律第117号）第23条第1項の規定に基づき、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第4条に規定する検定を次のとおり実施する。

平成21年3月31日

鳥取県公安委員会委員長 井 手 添 正

- 1 検定に係る警備業務の種別及び級  
施設警備業務 2級
- 2 実施日時
  - (1) 学科試験  
平成21年7月1日（水）午前9時30分から午前11時まで
  - (2) 実技試験  
平成21年8月11日（火）午前9時30分から午後5時まで
- 3 実施場所  
鳥取市東町一丁目271 鳥取県警察本部庁舎
- 4 受検定員  
30名
- 5 検定の内容
  - (1) 学科試験
    - ア 警備業務に関する基本的な事項
    - イ 法令に関すること。
    - ウ 警備業務対象施設における保安に関すること。
    - エ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
  - (2) 実技試験
    - ア 警備業務対象施設における保安に関すること。
    - イ 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- 6 受検資格  
県内に住所を有する者又は県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものであること。
- 7 検定申請書の受付期間  
平成21年4月20日（月）から同月24日（金）までの日の午前8時30分から午後5時まで
- 8 検定申請書の提出先等  
次の警察署に提出すること（持参以外の方法による検定申請書の提出は、認めない。）。  
なお、検定申請の受付は、先着順とし、受検定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
  - (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
  - (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 検定申請書の提出部数等  
検定申請書は1通とし、次に掲げる書類を添付すること。
  - (1) 県内に住所地を有する者にあつては、住所地を疎明する書面
  - (2) 県外に住所を有する警備員で、その者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所に属することを疎明する書面
  - (3) 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3センチメートル、横2.4センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの）2葉
- 10 検定手数料及び納付方法  
検定手数料は、16,000円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄には

り付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。

11 その他

- (1) 実技試験は、学科試験合格者に対してのみ実施する。
- (2) 受検者は、受検票、筆記用具及び警笛を持参すること。
- (3) この検定についての問い合わせは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話0857-23-0110）にすること。

---

## 正 誤

平成20年7月1日公布の鳥取県規則第66号（鳥取県社会福祉施設入所措置費等徴収規則の一部を改正する規則）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 6

欄 左欄

行 8

誤 第41条の19の3の第1項

正 第41条の19の3第1項